令和７年４月１日現在
【ＪＡマイカーローン　基金協会保証　商品概要説明書】　とぴあ浜松農業協同組合

<table>
<tr><td>商品名</td><td>ＪＡマイカーローン</td></tr>
<tr><td>お借入資格</td><td>○　地区内に在住又は在勤の方で、当ＪＡの組合員の方。
○　お借入時年齢満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
○　前年度税込み年収が 150 万円以上ある方。（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）
ただし、新卒内定者で、入社月の６か月前以降に借入申込みいただく場合を除きます。
○　勤続（または営業）年数が６か月以上の方。（正組合員、新卒者はこの限りではありません。）
○　当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○　その他、当ＪＡが定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>お使いみち</td><td>○　ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払い済みの資金を含む）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。
・自動車、バイク・自転車・除雪機・電動車いすの購入資金（いずれも中古車を含む）およびご購入に付帯する諸費用
・自動車等の点検・修理、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金
・車庫建設のための資金（建設費が 100 万円以内のものとします）
・運転免許取得費用、カーナビ等のカー用品のご購入資金
・他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金（残価設定型クレジットは除く）</td></tr>
<tr><td>お借入金額</td><td>○　10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）（所要金額の範囲内）</td></tr>
<tr><td>お借入期間</td><td>○　据置期間を含め６か月以上 15 年以内とします。
なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。
※借換の場合は、15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</td></tr>
<tr><td>お借入利率</td><td>○　固定金利を適用いたします。当初お借入利率を、完済時まで適用いたします。
○　詳細については当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td>○　元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６か月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月の増額分はお借入金額の 50%以内（1 万円単位）となります。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○　不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○　静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
○　保証機関に対して、所定の保証料をお支払いいただきます。
○　保証料の支払い方法は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
【一括払い】ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
なお、保証料率は年 0.550%です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>2,713 円</td><td>7,789 円</td><td>12,984 円</td><td>18,265 円</td><td>26,364 円</td><td>40,329 円</td></tr>
</table>
【分割払い】約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
なお、保証料率は年 0.500%です。</td></tr>
</table>

手数料	○　ご融資後５年以内に繰上返済を行う際には3,300円（税込）の手数料が掛かります。 ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は、無料です。
その他	○　返済額をお知りになりたい場合は、ＪＡ窓口またはホームページで試算が行えます。 ○　お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはＪＡ窓口にお問い合わせください。 ○　お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○　書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。 ○　当ＪＡとお客様の借入利率は融資実行時の借入利率を適用いたしますので、上記の借入利率でお取引をお約束するものではありません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済推進部 推進企画課(電話：０５３－４７６－３１２１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（ＪＡバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。